

令和8年度働き方改革実践企業フォローアップ業務仕様書

令和8年2月20日 岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度働き方改革実践企業フォローアップ業務」（以下「本業務」という。）について、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等について明らかにするものである。

1 本業務の概要

(1) 事業趣旨

企業における従業員エンゲージメントを高める取組を促進し、調査を通じて企業におけるアンコンシャス・バイアスやジェンダー・ギャップへの気づきを図りながら、若者や女性などが働きやすく、働きがいのある職場づくりを推進するもの。

なお、実態調査から取組支援研修・見学会等を通じた優良事例展開、成果調査を一体で実施するもの。

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務内容

(1) 従業員エンゲージメントサーベイ

いわて働き方改革推進運動参加企業を対象に、従業員エンゲージメントサーベイ（主体的貢献意欲、休暇制度等利用実態等）を実施すること。（詳細は別紙2-2「従業員エンゲージメントサーベイに係る業務内容」のとおり）

なお、設問項目は事前に県と協議すること。

(2) 取組支援研修

(1)の調査への参加企業等を対象に、従業員エンゲージメントの向上等の働き方改革に資する取組を支援するための研修会を4回実施すること。

・講義形式×1回及びワークショップ形式×1回をセットとし、これを2回実施する。

なお、アンコンシャス・バイアス及びジェンダー・ギャップへの気づきに係る周知啓発を含む内容とすること。

(3) 働き方改革実践企業の現場見学会

(1)の調査への参加企業等のうち、先進的な取組や波及効果の高い取組を実践している企業2社の実際の現場を見学し、アの参加企業等への横展開を図ること。

(4) 企業の実態を踏まえた伴走支援によるフォローアップ

従業員エンゲージメントサーベイの結果を踏まえた、企業等への助言等を行うこと。その際、【別紙1】2-(3)イにおける働き方改革アドバイザーの派遣や、【別紙1】2-(3)イにおける過年度補助事業者による取組状況報告を踏まえたフォローアップ支援と調整を図り、効果的かつ効率的な方法により企業等への助言等を行うこと。

(5) 県が実施する事業との連携

賃上げ支援の取組をいわて働き方改革推進運動参加企業等に周知する等、県実施の他事業と連携して実施することによって、他事業との相乗効果を図ること。

(6) 雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）活用事業における業務

ア 企業に対する当該プロジェクトの概要周知

企業に対して、当該プロジェクトの概要（目的等）を周知すること。

イ 採用・就職状況に関する追跡調査（当該プロジェクトの成果調査）

企業における採用・就職状況に関するアンケート調査を2回実施（令和8年月11月及び令和9年3月時点）し、その結果を報告すること。また、調査回答率を高めるための必要な対策を講ずること。なお、設問項目は県が別途指示するものとする。

（参考）

雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）の成果対象分野
「ものづくり・IT分野」

3 本業務の数値目標

フォローアップ企業数※ 50社（実数）

※従業員エンゲージメントサーベイ調査実施企業数、取組支援研修参加企業数及び働き方改革実践企業の現場見学会参加企業数の合計

4 成果物

成果物は下記のとおりとする。紙媒体1部及び電子ファイルを提出すること。

※ 電子ファイルは、Portable Document Format®形式で提出すること。

なお、県は、受託者と協議した上で、Portable Document Format®形式以外での提出を求めることができる。

(1) 業務成果報告書

(2) 関連資料

（業務の実施・成果等の根拠となる資料。イベント・セミナー等のチラシ、セミナーテキスト、アンケート結果 等）

従業員エンゲージメントサーベイに係る業務内容

1 業務の概要

「いわて働き方改革推進運動（以下、「運動」という。）」の参加宣言企業に対して、次のとおり調査を実施するもの。

項目	従業員エンゲージメントサーベイ
(1) 調査対象	運動への参加を宣言した中小企業等のうち、調査を希望する企業等及びその従業員
(2) 調査数	50 事業所×2回（1回目：実態調査、2回目：成果調査） (希望企業等の先着)
(3) 調査方法	Web調査による。 事業所毎にIDを付与する等により事業所単位の集計を行うこと。
(4) 調査時期	1回目：令和8年5月～6月（予定）、2回目：令和9年1月～2月（予定）

2 業務の範囲

本業務における各調査について、次の業務を行うこととし、設問項目の作成等実施にあたっては県と十分な協議・調整を図ること。

項目	1回目：実態調査	2回目：成果調査
(1) 調査フォームの作成	<p>以下の項目により、調査フォームを作成すること。</p> <p>＜項目＞</p> <p>①事業所属性、②回答者属性 ③業務内容、④主体的意欲 ⑤休暇制度等利用実態</p>	<p>以下の項目により、調査フォームを作成すること。</p> <p>＜項目＞</p> <p>①サーベイ結果を踏まえた企業での取組結果</p>
	<p>※ 実態調査を通して、従業員の処遇改善につながる取組を促進させる内容とすること。</p> <p>具体的には、以下の内容を含むもの。</p> <p>①所定内給与額の改善 ②所定外労働時間の削減 ③有給休暇取得率の向上又は特別休暇の取得促進 ④柔軟な働き方（フレックスタイム制度/時差出勤制度、テレワーク制度、短時間勤務制度）の導入及び利用促進</p>	
(2) 調査の周知・実施	<p>①働き方改革ポータルサイト等ホームページでの周知のほか、「いわて働き方改革推進運動」参加宣言企業等へのメールマガジンの配信等により、調査の周知に努めること。</p> <p>②Web上に概ね1～2か月程度回答可能な調査フォームを作成し、問い合わせ等に対応すること。</p>	
(3) 調査票の集計・分析・報告	<p>①回答内容に従って単純集計、クロス集計を行い、統計表を作成すること。</p> <p>②調査結果報告書の原稿を作成すること。報告書の作成にあたっては、実態調査結果及び成果調査結果の比較が可能な構成となるよう工夫し、必要に応じて県と協議すること。</p> <p>③作成した統計表、調査結果報告書及びその概要版については、CD-R等によ</p>	

	<p>り電子媒体で県に提出すること。（必要に応じて県が中間報告を求めることがあること）</p> <p>④ 実態調査の調査結果については、中間報告として結果を集計分析して権威報告すること。（報告時期については別途指示を行う。）</p> <p>⑤ 調査結果については、調査事業所にフィードバックし、必要な支援に繋がるよう助言すること。</p>
--	---